

野々市市監査公表第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 8 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 早 川 彰 一

- 1 行政監査の期間 令和 3 年 1 月 20 日（水）から令和 3 年 3 月 5 日（金）
- 2 行政監査の結果報告書の提出年月日 令和 3 年 3 月 23 日（火）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 7 月 26 日（月）
- 4 措置を講じた部局 企画振興部市民協働課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
ソーシャルメディアによる効果的な情報発信を図るため、写真や画像を多く取り込むこと、わかりやすい言葉を使い文章表現を柔らかくするよう工夫を凝らすことに努められたい。また、各部署と出先機関では、写真を掲載する際に個人が特定されないようにするなどの配慮を行っているところであり、今後とも個人情報や肖像権、著作権等の保護に十分留意されたい。	引き続き写真や画像を多く活用し、分かりやすい文書表現での情報発信に努める。また、個人情報や肖像権、著作権等の保護について、今後も十分に配慮しながら情報発信を行う。
ソーシャルメディアの運用や投稿に関する確認は、主管課である市民協働課にて行われ、その他の各部署や出先機関の多くは、主管課から連絡を受けた後に対応されていたことから、情報発信後に寄せられる投稿について、回答や返信等が必要な場合は、速やかに対応されることが望まれる。	投稿に対してコメントが寄せられた場合、運用を行う主管課に通知があることから、フェイスブック等については引き続き市民協働課から投稿した各部署に連絡を行い、速やかに対応していく。
職員に対する研修として、ソーシャルメディアの特性やリスク等について理解を深めるための研修、効果的な活用のための研修の実施について検討されたい。また、今後も発信する情報の拡散を図るとともに、閲覧者側の視点に立ち効果的な情報の発信に努められたい。	ソーシャルメディア全般についての研修は、関係課と協議し検討していく。結ネットについては、利用する部署に運用上の留意点の周知を図っていく。